



令和4年 (2022年) 2月14日(月)

No. 15593 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

差止請求権不存在確認請求控訴事件

(「学習用具」事件 (CS関連発明) - 対象製品が奏する効果は「本件発明の効果を奏した上で付加的な効果を生じさせるもの」に過ぎないとして、均等論第2要件を認めた事例。) [上] (全2回)

— 令和3年(ネ)第10040号、令和3年10月14日判決言渡(菅野裁判長) / (原審・大阪地裁平成31年(ワ)第3273号(杉浦裁判長)も均等論成立) —

【本判決の要旨、均等論第2要件に関する考察】

1. 均等論 (一般論)

ボールスプライン事件の最高裁判決 (最高裁平成10年2月24日第三小法廷判決)

(第1要件) 対象製品等との相違部分が特許発明の本質的部分ではないこと。(非本質的部分)

(第2要件) 相違部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達成することができ、同一の作用効果を奏すること。(置換可能性、作用効果の同一性)

(第3要件) 相違部分を対象製品等におけるものと置き換えることが、対象製品等の製造等の時点にお

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携！

「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所客員教授 有川博 著
元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

2020

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ！

